

議会議案第 2 号

奈良市議会委員会条例の一部改正について

奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 2 2 日提出

提出者

奈良市議会 議会運営委員長

横 井 雄 一

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第12条中「事故」を「事故が」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第20条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第22条第1項中「これ」を「、これ」に改め、同条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第1項中「参考人」を「、参考人」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機により情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法改正に伴う標準市議会委員会条例の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行おうとするものである。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号） ・ 令和5年度地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正について（令和6年2月16日全議M1第6号全国市議会議長会会長通知） ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（令和2年4月30日付総行第117号総務省自治行政局行政課長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 委員会の開会方法の特例について、開会の要件等について定める。（第15条の2による改正）</p> <p style="padding-left: 20px;">委員について以下の事由により参集が困難である場合</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由</p> <p>2. 執行機関の職員の出席について、オンラインによる方法で説明する場合の申出の手続について定める。（第21条第2項による改正）</p> <p>3. 公述人、参考人がオンラインによる方法で意見を述べることができることについて定める。（第25条第3項、第29条第3項による改正）</p> <p>4. その他所要の改正を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国市議会議長会の定める標準市議会委員会条例の改正に合わせて、本市の議会委員会条例についても必要な見直しを行う。 		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	議会事務局 議事調査課
備考（予算措置、意見・問題点等）			

奈良市議会委員会条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(委員長の職務代行)</p> <p>第12条 委員長に<u>事故</u>あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。</p> <p>2 略</p> <p>(秘密会)</p> <p>第20条 略</p>	<p>(委員長の職務代行)</p> <p>第12条 委員長に<u>事故がある</u>とき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。</p> <p>2 略</p> <p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(秘密会)</p> <p>第20条 略</p>

現行	改正案
<p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用い<u>ない</u>で委員会には<u>かつて</u>決める。</p> <p>(出席説明の要求)</p>	<p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用い<u>ない</u>で委員会に<u>諮</u>つて決める。</p> <p>(出席説明の要求)</p>
<p>第21条 略</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p>	<p>第21条 略</p> <p>2 <u>前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p>(秩序保持に関する措置)</p>
<p>第22条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>、</u>奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は<u>これ</u>を制止し、又は発言を取り消させることができる。</p>	<p>第22条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>、</u>奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、<u>これを</u>制止し、又は発言を取り消させることができる。</p>
<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終</u>るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p>	<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会<u>が終わる</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p>
<p>3 略</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p>	<p>3 略</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p>
<p>第24条 略</p> <p>(公述人の決定)</p>	<p>第24条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(公述人の決定)</p>
<p>第25条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることがで</u></p>

現行	改正案
<p>(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で</p>	<p><u>きる。</u></p> <p>(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処</u></p>
<p><u>意見</u>を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 委員会が<u>参考人</u>の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p>	<p>理組織を使用する方法により<u>意見</u>を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 委員会が、<u>参考人</u>の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることが</u></p>
<p>3 <u>前2項に定めるもののほか、参考人については、前3条の規定を準用する。</u></p> <p>(記録)</p> <p>第30条 略</p>	<p><u>きる。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、参考人については、前3条の規定を準用する。</u></p> <p>(記録)</p> <p>第30条 略</p>
<p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項</p>	<p>2 前項<u>の</u>記録は、議長が保管する。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式</u></p>
<p><u>の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の記録は、議長が保管する。</u></p>	<p>その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</p>